

令和5年度第2回「広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金」公募・審査要領

この要領は、「広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、広島県DV加害者プログラム人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請する者を公募するにあたって、必要な事項を定めるものである。

1 公募書類の作成及び提出

補助金の申請を希望する民間活動団体（以下「申請者」という。）は、次のとおり、公募書類を作成し、提出期限までに提出先に送付すること。

(1) 公募書類

公募書類は、交付要綱に定める様式に沿って作成する。

ア 実施計画書（交付要綱 別紙2）

イ 団体概要（交付要綱 別紙3）

(2) 提出期限

令和5年11月10日（金）

(3) 提出先

メールアドレス fukatei@pref.hiroshima.lg.jp

2 審査ヒアリング

実施計画書の審査に当たり、必要に応じて申請者からの公募書類の内容について、ヒアリングをすることがある。

3 補助金交付候補者の選定

(1) 審査の手順

提出された公募書類より、交付要綱第4条に定める補助対象団体（以下「補助対象団体」という。）の要件を満たしているかの確認を行った後、「3（2）審査の基準」に基づき審査を行った上で、予算の範囲内で、補助金の交付を受け得る民間活動団体（以下「補助金交付候補者」という。）をこども家庭課長が選定する。

なお、公募書類を確認した結果、補助対象団体の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外する。

(2) 審査の基準

実施計画等について、次の項目を踏まえ、別紙「公募書類チェックリスト」に基づき審査するものとする。

ア 補助金の目的に沿った効果の発現性

研修受講後に実施するDV加害者プログラム（交付要綱第3条に定義するものをいう。以下同じ。）が、DV被害者等の安全・安心を確保し、広島県内全域におけるDV被害者等の支援体制を強化するものとなっていること。

イ 効果的な事業実施体制の整備

DV加害者プログラムの実施に当たり、関係機関の理解と協力を得た上で連携を図り、将来にわたり継続して実施できる体制となっていること。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、申請者に対し、書面により通知する。

なお、補助金交付候補者に選定された場合、補助金の交付は、別途必要な手続を経て正式に決定する。

(4) 留意事項

補助金交付候補者の選定に係る審査等の経過、審査結果等に関する問合せには原則として応じない。

4 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、交付要綱、その他広島県からの指示に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を指定する期日までに提出することとする。県は、交付申請書を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出する。

なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づき修正を依頼することがある。